

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十九（略） 十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル^㉑（Z）―（―RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジ	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十九（略） 十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル^㉑（Z）―（―RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジ

メチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。

ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル^{II}（Z）―（―RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五％以下を含むものを除く。

十九の三 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含む製剤。ただし、ナラシンとして一〇％以下を含むものを除く。

二十 ニコチンを含む製剤

二十一～三十 （略）

（劇物）

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、

メチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。

ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル^{II}（Z）―（―RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五％以下を含むものを除く。

二十 ニコチンを含む製剤

二十一～三十 （略）

（劇物）

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、

次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 五―アミノ―（二・六―ジクロロ―

四―トリフルオロメチルフエニル）―三―

シアノ―四―トリフルオロメチルスルフィ

ニルピラゾール（別名フィプロニル）―％

（マイクロカプセル製剤にあつては、五％

）以下を含有する製剤

(2) (29)（略）

(30) (RS)―ニ―シアノ―N―「(R)―

―（二・四―ジクロロフェニル）エチル

「―三・ニ―ジメチルブチラミド（別名ジ

次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 五―アミノ―（二・六―ジクロロ―

四―トリフルオロメチルフエニル）―三―

シアノ―四―トリフルオロメチルスルフィ

ニルピラゾール（別名フィプロニル）―％

以下を含有する製剤

(2) (29)（略）

(30) (RS)―ニ―シアノ―N―「(R)―

―（二・四―ジクロロフェニル）エチル

「―三・ニ―ジメチルブチラミド（別名ジ

クロシメツト）及びこれを含む製剤

(31) | ニーシアノー三・三ージフエニルプロパ

ーニエン酸ニエチルヘキシルエステル

及びこれを含む製剤

(32) | Nー（ーシアノーー・ニージメチルプ

ロピル）ーニ（二・四ージクロロフェノ

キシ）プロピオンアミド及びこれを含む

る製剤

(33) |
(135) |
(略)

三十三ー七十六の二（略）

七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを

除く。

イハ（略）

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれか

を含む製剤であつて、ナラシンとして一

クロシメツト）及びこれを含む製剤

(31) | Nー（ーシアノーー・ニージメチルプ

ロピル）ーニ（二・四ージクロロフェノ

キシ）プロピオンアミド及びこれを含む

る製剤

(32) |
(134) |
(略)

三十三ー七十六の二（略）

七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを

除く。

イハ（略）

○%以下を含有するもの。ただし、ナラシン
として一%以下を含有し、かつ、飛散を防止
するための加工をしたものを除く。

七十七の三 ――(四―ニトロフェニル)―三

―(三―ピリジルメチル)ウレア及びこれを
含有する製剤

七十八―百九 (略)

2
(略)

七十七の二 ――(四―ニトロフェニル)―三

―(三―ピリジルメチル)ウレア及びこれを
含有する製剤

七十八―百九 (略)

2
(略)